

「国債振替決済制度の参加者口座および顧客口座の開設基準ならびに
間接参加者および外国間接参加者の承認基準」 中一部改正

○ 別紙の（別紙 1）中 1. (1)を横線のとおり改める。

(1) 自己資本の充実

イ. 連結および単体自己資本比率^(注1)が、法令により定められた水準を満たすこと。また、法令により資本バッファ規制および、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制^(注2)が適用される場合には、資本バッファ比率およびレバレッジ比率適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たすこと。

(注 1) 略（不変）

(注 2) 申出者が銀行である場合に限り適用され得る。

ロ. 申出者の親会社が銀行持株会社である場合には、イ. に加え、当該銀行持株会社の連結自己資本比率^(注)が、法令により定められた水準を満たすこと。また、法令により資本バッファ規制および、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率およびレバレッジ比率適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たすこと。

(注)「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成 18 年金融庁告示第 20 号）に基づき算出された連結自己資本比率をいう。

ハ. イ. およびロ. において、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、当該比率についてイ. またはロ. に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。

○ 別紙の（別紙1）中2.（1）を横線のとおり改める。

(1) 自己資本の充実

イ. 申出者を有する外国銀行がその母国において「バーゼル III：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（平成 22 年 12 月バーゼル銀行監督委員会。以下別紙 1 において「バーゼル III」という。）に基づき定められた法令による規制の適用を受ける者である場合には、自己資本比率^(注)が母国の法令により定められた水準を満たすこと。また、当該外国銀行の母国の法令により資本バッファ規制および、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率およびレバレッジ比率適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

(注) 略（不変）

ロ. 略（不変）

ハ. 申出者を有する外国銀行がイ. またはロ. のいずれにも該当しない者である場合には、銀行法に準じて算出された自己資本比率が同法により定められた水準を満たすこと。また、同法に準じて算出された資本バッファ比率および、レバレッジ比率またはレバレッジ・バッファ比率が、同法により定められた水準を満たすこと。

ニ. イ. およびハ. において、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、当該比率についてイ. またはハ. に定める資本バッファ~~の~~基準を満たすものとみなす。

○ 別紙の（別紙2）中1.（1）を横線のとおり改める。

(1) 自己資本の充実

イ. 自己資本比率^(注1)が、申出者の母国において申出者に適用される法令により定められた水準を満たすこと。また、申出者の母国において申出者に適用される法令により資本バッファ規制および、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率^(注2)およびレバレッジ比率適用される規制にかか
る比率が、法令により定められた水準を満たすこと。

(注1) 略 (不変)

~~(注2) 自己資本比率のうち申出者の母国において申出者に適用される法令において資本バッファとして取扱うことが認められる自己資本部分にかか
る比率またはこれに準ずるものをいう。~~

ロ. イ. において、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ比率が申出者の母国において申出者に適用される法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、当該比率について
イ. に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。